

議案第 27 号

令和 8 年度

久慈市国民健康保険
特別会計補正予算

(第 1 号)

令和8年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度久慈市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,991千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,538,994千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月18日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲 一

事 業 勘 定

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 538,815	千円 15,632	千円 554,447
	1 国民健康保険税	538,815	15,632	554,447
9 諸収入		8,017	4,359	12,376
	2 雑入	4,017	4,359	8,376
歳入合計		3,519,003	19,991	3,538,994

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		千円 831,920	千円 19,991	千円 851,911
	4 子ども・子育て支援納付金	0	19,991	19,991
歳 出 合 計		3,519,003	19,991	3,538,994

事 業 勘 定
補 正 予 算 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険税	538,815	15,632	554,447
9 諸収入	8,017	4,359	12,376
歳入合計	3,519,003	19,991	3,538,994

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 国民健康保険事業費納付金	831,920	19,991	851,911
歳 出 合 計	3,519,003	19,991	3,538,994

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			19,991
			19,991

2 歳 入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険税	538,815	15,632	554,447
計	538,815	15,632	554,447

9 款 諸収入

2 項 雑入

3 雑入	2,967	4,359	7,326
計	4,017	4,359	8,376

節		説	明
区	分		
			千円
7	子ども・子育て支 援納付金分現年課 税分	子ども・子育て支援納付金分現年課税分 調定見込額 収納率 96%	15,632 16,284

1	雑入	4,359	雑入	4,359

3 歳 出

3 款 国民健康保険事業費納付金

4 項 子ども・子育て支援納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 子ども・子育て支援納付金分	千円 0	千円 19,991	千円 19,991	千円	千円	千円	千円 19,991
計	0	19,991	19,991				19,991

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 19,991	子ども・子育て支援納付金分	千円 19,991

議案第28号

市税条例の一部を改正する条例

市税条例（平成18年久慈市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第138条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第138条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第141条の2第1号中「第143条の3」の次に「、第145条の7」を加える。

第145条の3の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第145条の4 第138条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第145条の5 第138条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,100円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第145条の6 第138条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第145条の7 第138条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円
- (2) 特定世帯 350円
- (3) 特定継続世帯 525円

附則第18条の5、第19条、第21条、第22条、第25条及び第27条から第31条までの規定中「第144条」の次に「、第145条の4」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の市税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年2月18日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援納付金を追加する等所要の改正をしようとするものである。

議案第29号

令和7年度

久慈市一般会計補正予算

(第 8 号)

令和7年度久慈市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度久慈市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 既定の繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和8年3月3日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲 一

第1表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	2 林業費	森林整備事業	14,864 ^{千円}

報告第5号

久慈市民体育館空調機更新工事の請負変更契約の締結に関する専決処分
の報告について

令和7年6月27日に議会の議決を経た久慈市民体育館空調機更新工事の請負契約
の締結に関し、その一部を次のとおり変更したため、地方自治法（昭和22年法律第
67号）第180条第1項の規定に基づき専決処分したから、同条第2項の規定により、
報告する。

- 1 工事名 久慈市民体育館空調機更新工事
- 2 工事場所 久慈市新中の橋地内
- 3 受注者 住所 久慈市大川目町第1地割67番地2
氏名 株式会社カネヨシ水道工業所
代表取締役社長 嵯峨 庸肇

4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	411,400,000円	420,783,000円

令和8年3月3日提出

久慈市長 遠藤 譲一

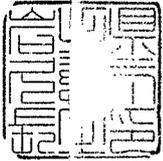


専 決 処 分 書

令和7年6月27日に議会の議決を経た久慈市民体育館空調機更新工事の請負契約の締結に関し、その一部を変更したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和8年2月12日

久慈市長 遠 藤 讓 一



建設工事請負変更契約書

- 1 工事名 久慈市民体育館空調機更新工事
- 2 工事場所 久慈市新中の橋地内
- 3 契約内容変更

(1) 契約変更による設計内容等

別紙のとおり

(2) 工事完成期限

令和8年4月30日

(3) 変更による請負代金の増減額

増額 金9,383,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金853,000円)

適用税率	税抜	消費税額
10%適用	8,530,000円	853,000円

(4) 契約保証金

変更なし

令和7年4月30日に締結した契約の一部につき上記のとおり変更契約を締結する。ただし、変更契約についても原設計に記載された条件を順守するものとする。

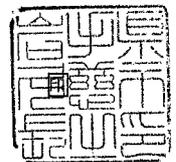
令和8年2月12日

発注者

登録番号：T4000020032077

久慈市

代表者 久慈市長 遠藤 譲 一



受注者

登録番号：T6400001007931

岩手県久慈市大森目町第1地割67番地2

株式会社久慈市水道工業所

代表取締役社長 嵯峨庸肇

